

はじめに

この冊子は団体保険の死亡保険金・入院給付金などのご請求やお支払いに関して、よりご理解を深めていただけるよう、ご請求手続きに関するご留意事項や保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例をまとめたものです。

なお、具体的な事例は代表的なものを参考として掲載しておりますが、ご契約の保険種類やご加入時期などにより、取扱いが異なる場合があります。

また、この冊子は、第一生命が事務幹事としてお引き受けしている団体保険の保険金・給付金のお支払いに関する冊子です。個人保険の保険金などのお支払いについては別途、第一生命ホームページ (<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>) の「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご覧ください。また、第一生命のコンタクトセンター(0120-157-157)でもお問い合わせを承っております。

必ずご覧いただきたい事項のご案内

◎2～17ページは必ずご覧ください。

◎18ページ以降には、保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例を掲載しております。

以下の表をご参考に、具体的な事例をご参照ください。

被保険者が以下に該当される場合は…	お支払いできる場合、お支払いできない場合の代表的な事例
入院した場合	事例1 P18 事例2 P19 事例4 P22 事例5 P23 事例7 P26 事例8 P27 事例10 P30 事例14 P34 事例15 P35
手術を受けた場合	事例1 P18 事例2 P19 事例6 P24 事例9 P28 事例15 P35
寝たきりや両眼の失明などの高度な障害状態になった場合	事例1 P18 事例2 P19 事例3 P20
悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中の場合	事例1 P18 事例2 P19 事例11 P31 事例12 P32
病気による死亡の場合	事例2 P19
事故を原因とする死亡や入院の場合	事例1 P18 事例14 P34 事例15 P35
病気やけがにより働けなくなった場合	事例13 P33

ひとつの事例で『お支払いできる場合』に該当する場合であっても、他の事例で『お支払いできない場合』に該当する場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

ご契約に、対象となる特約がついていない場合は、事例の内容にかかわらず保険金などをお支払いできません。

主な用語のご説明

約 款	「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。なお、約款はご契約者（企業・団体等）にお渡ししております。
契 約 者	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます。なお、団体保険におけるご契約者は、企業・団体等になります。
被 保 険 者	保険がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。
受 取 人	保険金・給付金などを受け取る人のことをいいます。
保 険 料	保障の対価として、ご契約者（企業・団体等）から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。
責 任 開 始 期	当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。
復 活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知をしていただきますが、被保険者の健康状態などによっては復活できないことがあります。
支 払 事 由	保険金・給付金などが支払われる場合のことをいいます。
免 責 事 由	支払事由に該当された場合でも、保険金・給付金などをお支払いできない特定の事由のことをいいます。
告 知 義 務	ご契約のお申し込み、復活、被保険者の中途加入、増額に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態・身体の障害状態などについて告知書の質問によりおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

個人情報の取扱いについて

▶ 個人情報の取扱いについて

当社は、個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※各種商品・サービスの詳細は、当社ホームページ(<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)でご覧いただけます。

当社では、お客さまご本人の同意に基づき、ご契約者（企業・団体等）、当社以外の引受生命保険会社および再保険を行う場合には再保険会社に個人情報を提供することがあります。

▶ 機微（センシティブ）情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の10及び同法施行規則第234条第1項第17号に定める、保健医療等の特別の非公開情報（機微（センシティブ）情報）については、同規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社では、これらの情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

▶ 録音・録画について

当社のコンタクトセンターや本社・支社窓口へのお電話につきましては、当社業務の運営管理およびサービス充実等、当社の利用目的の達成に必要な範囲にて録音させていただくことがあります。

また、当社の本社・支社窓口での応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。